

○真岡市大規模小売店舗立地法事務処理要綱

平成22年3月29日

告示第22号

改正 平成30年3月23日告示第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、真岡市における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等に係る事務処理について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語については、法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(計画書の提出)

第3条 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合、その届出前に、別記様式1又は別記様式2による計画書を作成し、必要な添付資料を付して市及び関係機関と協議しなければならない。

2 市は、前項の規定により計画書及び添付資料を受理したときは、別記様式3による庁内関係各課の指導事項等及び栃木県（以下「県」という。）の指導事項等について、設置者に対応を求めるものとする。

3 市は、必要と認める場合には、市に隣接する市町村で、当該大規模小売店舗が立地又はその内容を変更することにより周辺地域の生活環境に与える影響が懸念される市町村（以下「隣接市町村」という。）についても、第1項及び第2項の規定を適用するものとする。

4 市は、隣接市町村が他県の市町村である場合には、当該隣接市町村が属する県の法主管課の意見を聴いた上で、前項の規定を適用するものとする。

(写しの提出)

第4条 次の各号に掲げる届出等は、写し（添付しなければならない書類がある場合は、当該書類の写しを含む。以下同じ。）を別に定める部数添付しなければならない。ただし、前条第3項の規定により、協議を受けた隣接市町村がある場合には、その隣接市町村数の2倍の部数を提出する部数に加えるものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第1項又は第2項の規定による届出

(3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知

(4) 法第9条第4項の規定による届出

(5) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

2 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添付しなければならない。ただし、前条第3項の

規定により、協議を受けた隣接市町村がある場合には、その隣接市町村数の部数を提出の部数に加えるものとする。

(1) 法第6条第5項の規定による届出

(2) 法第11条第3項の規定による届出

(県への送付)

第5条 市は、次の各号に掲げる届出等については、その写しを県へ速やかに送付するものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第1項、第2項又は第5項の規定による届出

(3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知

(4) 法第9条第4項の規定による届出

(5) 法第11条第3項の規定による届出

(6) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

2 第3条第3項に定める隣接市町村についても、前項の規定を適用するものとする。

(公告の方法)

第6条 次の各号に掲げる公告は、真岡市公告式条例（昭和29年条例第2号）第2条第2項に規定する市役所前掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示することにより実施するものとする。

(1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告

(2) 法第6条第6項の規定による公告

(3) 法第8条第3項又は第6項の規定による公告

(4) 法第9条第3項の規定による公告

2 公告する内容は、それぞれの規定に基づく届出書等の概要とし、公序良俗等に反するものについては、それに含めないものとする。

(縦覧の場所及び方法)

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、市、県及び隣接市町村において、同項に掲げる書類の写しを閲覧させることにより実施する。

2 法第8条第3項又は第6項の規定による縦覧は、市及び隣接市町村において、同項に掲げる書類の写しを閲覧させることにより実施する。ただし、法第8条第2項の規定により提出された意見書については、住所及び氏名の部分を削除して縦覧に供するものとし、公序良俗等に反するものについては、縦覧に供しないものとする。

3 法第8条第8項及び第9条第5項において準用する法第5条第3項の規定による縦覧に際しては、届出事項に変更がない場合であって、法に定める添付資料及び指針に定めるその他の事項に変更があったときには、添付資料等についても縦覧に供するものとする。

4 縦覧の場所は、各号に掲げるとおりとする。

(1) 市 産業部商工観光課

(2) 県 県が指定する場所

(3) 隣接市町村 隣接市町村が指定する場所

(軽微な変更)

第8条 設置者は、法第6条第4項ただし書きに規定する経済産業省令で定める軽微な変更をしようとする場合には、その届出前に、別記様式4による軽微変更協議書に必要な添付資料を付して市と協議するものとする。

2 市は、前項の軽微変更協議書を受理したときは、承認の可否を設置者に通知するものとする。

3 第3条第3項に定める隣接市町村がある場合には、隣接市町村の意見を聴いた上で、承認の可否を設置者に通知するものとする。

(説明会)

第9条 設置者は、法第7条第1項に規定する説明会を開催する場合には、事前に説明会の方法、公告の範囲、回数、場所等について市と協議し、別記様式5により市に説明会実施計画書を提出するものとする。

2 第3条第3項に定める隣接市町村についても、前項の規定を適用するものとする。

3 設置者は、説明会配付資料として、新增設等の届出書添付の「届出概要」及び「指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況」並びに関係図表等を用意し、説明を行うものとする。

4 施行規則第12条第3号の規定により、市が適切と認める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 掲示場又は広報紙に掲載すること。

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にちらしを折り込むこと。

5 設置者は、法第7条第4項の規定により、説明会を開催できない場合には、別記様式6による説明会開催不能報告書を市に提出するものとする。

6 前項の規定による報告書の提出があった場合には、市は、設置者から事情を聴いた上で、なお施行規則第13条第1項に定める事実の発生が認められないときは、設置者に対し、説明会の開催を指示するものとする。

7 施行規則第13条第2項第3号の規定により、市が適切と認める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にちらしを折り込むこと。

(2) 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示すること。

8 設置者は、説明会終了後2週間以内に、別記様式7による説明会実施状況報告書を作成し、市に提出するものとする。

9 第3条第3項に定める隣接市町村についても、前項の規定を適用するものとする。

(住民等の意見)

第10条 法第8条第2項の規定による意見書は、別記様式8によるものとする。

(市の意見)

第11条 法第8条第4項の規定による意見又は意見を有しない旨の通知は、別記様式9によるものとする。

(市の意見に係る変更しない旨の通知)

第12条 法第8条第7項の規定による通知は、別記様式10によるものとする。

(勧告)

第13条 法第9条第1項の規定による勧告は、別記様式11によるものとする。

2 法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、別記様式12により通知するものとする。

(公表)

第14条 法第9条第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 報道機関への資料配布
- (2) 掲示場への掲示
- (3) その他市が必要と認める方法

(承継)

第15条 法第11条第3項の規定による届出をする場合には、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 法第11条第1項の場合 当該大規模小売店舗の建物の登記事項証明書
- (2) 法第11条第2項の場合

ア 個人の設置者の相続の場合 新しい設置者の戸籍個人事項証明

イ 法人の設置者の合併又は分割の場合 合併又は分割後の法人の登記事項証明書

2 前項に定める添付資料において、承継の事実が確認できない場合においては、市は、それに代わる添付資料の提出を求めるものとする。

(報告)

第16条 法第14条第1項又は第2項の規定による報告の提出を依頼するときは、別記様式13によるものとする。

2 法第14条第1項又は第2項の規定による報告は、別記様式14によるものとし、報告者は必要な資料を添付するものとする。

3 前項の場合において、報告を求められた者が、やむを得ない理由により、市が設定した期限までに報告ができない場合には、その理由を記した書面を報告の提出期限までに市に提出するものとする。

(県の技術的助言)

第17条 市は、次のいずれかに該当する場合には、県に技術的助言を求めるものとする。

(1) 法第8条第4項の規定による意見を定めようとするときであって、次のいずれかに該当するとき。

ア 法第5条第1項の規定による届出であって、店舗面積が3,000平方メートルを超えるとき。

イ 法第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)

の規定による届出のうち店舗面積を増加させる変更であって、変更後の店舗面

積が3,000平方メートルを超えるとき。

ウ 法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出であって、その変更の内容により周辺の地域の生活環境に与える影響が懸念されるとき。

エ 法第8条第2項の規定による意見書の提出があったとき。

オ 法第8条第4項の規定による意見を述べようとするとき。

(2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき。

(3) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。

(地域の基準等)

第18条 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）に基づく地域の基準その他運用方針については、県が定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく地域の基準（平成18年2月14日付経支第499号経営支援課長通知）、大規模小売店舗の立地に係る交通流動予測について（平成18年3月31日付経支第589号経営支援課長通知）、大規模小売店舗の立地に伴う交通流動予測マニュアル（平成18年3月31日付経支第589号経営支援課長通知）、改訂指針の内容と本県の対応方針（平成19年6月21日付経営支援課長通知）及び大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について（平成21年7月27日付経支第221号経営支援課長通知）の例による。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成30年告示第64号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。